

平成25年度

— 第13回（定例・臨時） —

教育委員会会議録

開 会	平成25年11月26日	午前 午後	2時00分			
閉 会	平成25年11月26日	午前 午後	2時45分			
会議場所	春日野荘					
委員出欠	松村佳子	出	花山院弘匡	出	佐藤 進	出
	森本哲次	出	藤井宣夫	出	富岡將人	出
議事録署名	教 育 委 員 長					
委 員	教育委員長職務代理者					
書 記	奈良県教育委員会事務局 企画管理室					

議案及び議事内容	結果
<p>○松村委員長「ただ今から、平成25年度第13回定例教育委員会を開催いたします。本日は、委員全員出席しており、定足数を充たし委員会は成立しておりますので、これより委員会を開催いたします。」</p>	
<p>○松村委員長「まず、はじめに前々回の定例教育委員会会議録の承認についてです。」 「お手元に配布の前々回の定例教育委員会会議録について、各委員内容をご確認ください。」</p> <p>「ご承認をいただけますでしょうか。」</p> <p>※ 各委員一致で承認</p>	承認
<p>その他報告事項</p>	
<p>○松村委員長「本日は、議決、承認の必要な議案はございませんが、報告、連絡事項等があると聞いています。報告・連絡事項等について説明願います。」</p>	
<p>○教育長「その他報告事項が4件ございます。教育次長から1件、学校教育課長から1件、生徒指導支援室長から1件、人権・地域教育課長から1件を、続けてご報告いたします。」</p>	
<p>1 第7回協議会（勉強会）の概要について</p>	
<p>○教育次長「平成25年11月15日に第7回協議会（勉強会）を開催しました。テーマは『へき地教育と規範意識の向上について』です。</p>	
<p>協議内容の一つ目は、南部・東部における教育環境の現状についてです。これについて、当該地域では、児童生徒数が近年著しく減少し、集団学習の場の確保が難しい状況にある中で、県教育委員会の具体的な取組として、教科学習を保障するための人材確保をすすめていることや、ICTを活用した学習環境の整備のための調査・研究事業を検討していること等を報告しました。その報告を受けて、委員から、『免許外担任解消のために非常勤講師を複数校に配置するなど、人材面での工夫がなされている。』等の意見をいただきました。また、『ICTの活用は、非常に有効な策である。今後、授業方法の研究や技術的な支援が必要である。』ということについて共通理解をしました。</p>	
<p>二つ目の協議内容は『奈良県の子どもの規範意識の向上』についてです。平成25年5月に実施した『生活や考えに関するアンケート』の調査結果をもとに、規範意識に関する仮説モデルの解析結果から、『学校・家庭・地域が手を携え、子どもと関わることで、子どもたちの公共心が高まり、規範意識を向上させる可能性が示唆された』とエビデンスをつけて報告しました。これを受けて、『社会全体で規範意識の向上に取り組もうとする県教育委員会の方向性が、客観的なデータで裏付けられた。今後、『学校コミュニティ』の取組を推進していくことが有効である。』ということについて共通理解をしました。次回は1月の予定で、『体罰のない学校づくり』について議論を深める予定です。」</p>	
<p>2 紀伊半島大水害及び東日本大震災に伴う奈良県立高等学校等における入学考査料等の免除又は還付について</p>	
<p>○学校教育課長「昨年度の定例教育委員会において、被災生徒の入学考査料等の免除又は還付について、平成25年度及び平成26年度の高等学校入学者選抜についても対応出来るよう、取扱要綱を改正したことを御報告させていただきました。」</p>	

議 案 及 び 議 事 内 容

今回御報告いたしますのは、奈良県立青翔中学校の来年4月開校に向け、来年2月1日に入学者選抜を実施するにあたり、高等学校入学者選抜と同様に被災生徒については、入学考査料を免除又は還付できるようにするため、高等学校を対象とした取扱要綱を県立中学校についても対応できるよう改正したことの御報告です。手続方法は高等学校と同じです。

資料には平成23年度から平成25年度入試までの実績を記載しております。経緯についてですが、平成23年4月20日に東日本大震災の被災者を対象として、免除又は還付する内容の条例改正をしました。平成23年12月14日には、災害が起こるごとに条例改正をしなくてもいいように個々の災害を指定せずに、知事が必要と認めた場合に免除できるように条例改正をしております。

なお、平成26年度入試では、紀伊半島大水害の被災者については、高等学校4名程度、中学校2名、東日本大震災については、高等学校3名、中学校5名が対象となり、この中から受検することが予定されています。」

3 個人別生活カードの運用について

○生徒指導支援室長「このカードは、いじめ等の事象に関わり、児童生徒ごとの指導や支援の取組を『個人別生活カード』として記録することにより、その兆候を見逃さず、早期発見・早期対応につなぐとともに、学校が組織的かつ継続的な対応を進めるためのものです。この度、『県立学校における個人別生活カードの運用に関する要綱』を定め、12月1日より県立学校で試行的運用を開始することとしました。同時に市町村教委及び市町村立学校、国立・私立学校にもお示しし、導入について検討を始めていただいています。

今年9月28日より国のいじめ防止対策推進法が施行されました。この法律では、学校がいじめを受けていると思われる情報を把握したときには、その事実確認とともに設置者に報告することとなっています。また、10月に発表された、国のいじめ防止等のための基本的方針の中においては教職員が把握した場合は個別の生徒毎に記録し、情報の集約と共有化を図ることが重要とされています。更に、国が配布しました学校のいじめに対する措置のポイントの中では、いじめの問題等に関する指導記録を保存し、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとることとされました。

この個人別生活カードについては、昨年、県内の全教員に配布しました『いじめ早期発見・早期対応マニュアル』にも掲載しておりましたが、その具体的な様式や運用を検討してまいりました。

これまで、県で関わってきた事象では、教員個人の記憶やメモがあっても、うまく共有されていない、年度が替わると引き継がれていないなど組織的、継続的な対応につながっていないケースがありました。そのようなことの改善に役立てるためにこのカードを導入します。このカードを活用することにより、いじめの早期発見・早期対応につながることはもちろん、情報の共有化を図ることで組織的な対応が進められること、記録をもとに事実や経過を確認整理し、継続的な対応を進められること、加えて、記録を確実に整備することにより、証明力のある証拠となり、学校として一定の説明責任を果たしていけるものになると考えています。

いつ、どのような事象か、そして、学校の行った指導や支援を主として担任が記入し、学年で共有するとともに、管理職にも確実に確認していただいた記録がなされるよう、署名捺印を求めています。

このことを、昨日、市町村教委に対して説明を行いました。また、明日以降に県立学校及び私立学校、小中学校の管理職に対して説明会を開催します。12月より県立学校で試行運用を行っていただき、学校からの意見を2月下旬を目途に集約して、修正すべきところがあれば修正した上で、26年度より本運用を開始する予定です。」

議案及び議事内容

4 第61回近畿公民館大会（奈良大会）の概要について

○人権・地域教育課長「平成25年11月14日、15日の2日間、奈良県文化会館、奈良商工会議所を会場として、地域と共にある公民館活動の充実・発展を図ることを目的として開催しました。1日目は、近畿の各府県が1分科会ずつ担当し、6つの分科会が運営されました。本県は、第2分科会を担当し、『学校と公民館の協働』として154名に参加いただきました。2日目の全体会では、教育長の祝辞の後、全国及び近畿公民館優良職員表彰があり、その後『絆』と題した講演がございました。2日間を通して、690名の参加を得、地域コミュニティにおける公民館活動の在り方や役割等について、近畿の公民館関係者が共通認識をする契機となりました。なお、来年度に行われる次の開催地は大阪府の予定です。」

○松村委員長「報告いただいたこれらの内容について、ご意見、ご質問はございませんか。」

○花山院委員「個人別生活カードについて、いじめ防止対策推進法の施行に伴って実施されることですが、いじめを防止するためにのみ使われるものなのですか。例えば、家庭がぎくしゃくして生徒に変化があることや、ストーカーに遭っていることなど、生徒を取り巻く生活環境から来る問題も記載していいのですか。」

○生徒指導支援室長「カードは、いじめ防止対策推進法を受けてではありますが、個人別生活です。学校又は家庭での生活全般を含みます。例えば虐待や不登校、健康上の留意点といったことにわたってきます。そういった変化も含めて記録するものですので、広く活用していただくことを想定しております。」

○森本委員「試行は県立の学校でされるということですが、高校と小中学校では、導入にあたっての適用の仕方は同じになるのですか。私は、小学校、中学校、高校ではいじめの中身や生徒のとらえ方は違うと思いますので、一律に適用するのはどうかと思います。」

○生徒指導支援室長「ご指摘のとおり発達段階によっていじめの現れ方は違うと思います。小学校の低学年では、些細な仲間はずれからいじめ相談がなされます。各学校においてはいじめの相談を受けるケースなど、法の想定されている範囲は、最低限記録をしていただきたいとお願いしています。年次が上がるにつれていじめが見えにくくなる面もあります。それぞれ、状況に合わせた運用をお願いしています。」

○森本委員「試行で確認されるとのことですが、ストーカー、学校内、学校外、家庭内のことなどいろいろな事象があり、どれだけの量になるか分かりません。学校現場では教員の仕事が増えるのかどうかについて、どのように認識されていますか。」

○生徒指導支援室長「先生方は元々ノートに記録されています。それをカードの様式にまとめる上で作業量は増えますが、情報共有による効果の方が大きいと考えています。」

○森本委員「詳細をカードに記載し、3年間学校で保管するとなると、場合によってはカードに記載されたプライバシーを表に出すこともあるのですか。」

○生徒指導支援室長「個人の情報ですので、法や条例に沿って対応していきます。」

○教育長「個人情報ですので、一般に公開することはありません。本人からの開示請求があれば基本的には開示します。」

○森本委員「家族の場合は開示するのですか。」

議案及び議事内容

○教育長「家族の場合について、個人情報保護条例上は、親権のある親からの請求であれば事情を聞いて、なぜ開示するのか、子どもの理解を得ているのか等を踏まえた上で開示します。仕事量が増えるのではないかというご質問については、確かに増えます。しかし、子どもを守るためには当然必要ですので、先生方も対応していただけていると思っています。しかも、これは先生を助けるカードでもあります。例えば、家庭訪問に何回行っても門前払いになっているケースで、事後になって『家庭訪問にも来ない』と言われる場合があります。カードに記載しておけば、家庭訪問していた一定の証拠になりますので、結果的には先生方自身も、放っておいた等無責任といった批判を避けることができます。ですから先生自身を助けるためにも書いた方が良いのではないかと考えています。」

○森本委員「小学校、中学校、高校がある中で、県立高校で試行されることになりますので、運用の仕方を含めて、充分吟味して実施していただきたいと思います。」

○教育長「カードの記載について、小中学校と県立学校を分けるほど違いがあるのかなと思います。記載内容は違ってきますが、様式は同じでも良いように思います。制度が始まった当初は先生方の負担になりますが、どの程度書けば必要充分なのか、また先生方の負担にならないのか、ということも実施する中で見えてくると思います。」

○森本委員「30人生徒がいれば30枚書かなければいけないのですか。」

○教育長「例えば、生徒が怪我をしていたら、いじめや虐待の疑いもありますので、内容を確認して書く必要がありますが、何も無い日は書く必要はありません。」

○松村委員長「中学でカードを作成したら、高校から問い合わせが来たときに、それに基づいて説明するのは可能ですか。」

○教育長「個人情報なので取り扱いには注意が必要ですが、問い合わせ内容が子どもの為に必要となれば可能と考えています。」

○松村委員長「中学校の事を高校まで引きずっているのではないかという場合、高校の先生が中学へ行って説明を求めるのは可能ですか。」

○花山院委員「カードを見せるかどうかは別にして、内容次第でその子のために必要と判断できれば、必要な情報は高校の先生に伝えたいと思います。」

○教育長「制度の運用が始まれば、これも内容次第ですが、中学の先生が生徒の小学校時代の様子を聞きに来たときに、当時の先生でなくても記載を見ながらある程度のことはお知らせすることが出来ます。そうすれば子どもの命を守ることにつながります。」

○松村委員長「他にございませんか。これらのその他報告事項については了承いたします。」

○松村委員長「本日の議案は全て終了いたしました。この他に報告、連絡事項等はありませんか。」

○松村委員長「それではこれもちまして、本日の委員会を終了します。」